



2025・9

日田信用金庫 レポート



◆ Contents ◆

| | ページ |
|---|-----|
| 金庫の経営方針について | 1 |
| 金庫の事業の運営に関する事項 | 2~9 |
| 1. 預金・貸出金残高の状況 | 10 |
| 2. 貸出金残高の業種別内訳 | 10 |
| 3. 有価証券の時価情報 | 11 |
| 4. 損益の状況 | 12 |
| 5. 単体自己資本比率（国内基準） | 12 |
| 6. 信用金庫法開示債権（リスク管理債権） 及び金融再生法開示債権の保全引当状況 | 13 |
| 7. 地域密着型金融の取組について | 14 |
| 8. トピックス | 14 |

金庫の経営方針について

基本方針

- 金庫の公共性と社会的使命を自覚し、金融を通して地域社会の繁栄に奉仕する。
- 健全にして積極的経営を行う。
- 役職員の資質の向上と生活の安定を図る。
- 役職員一体となり、明朗にして誇りある職場にする。

経営理念

「地域との共生」

日田信用金庫は、地域専門金融機関であり、その存在意義を真剣に考え、課せられた使命と目的の達成のため、地域との関わりを深め、地域の役に立つ金融機関として「地域との共生」を図ってまいります。

- ① 地域の更なる発展・活性化に資する。
 - ② 職員が安心して気持ちよく働ける金庫とする。
- キャッチフレーズ
「Face to Face」
「つながる心 広がる未来 これからも地域とともに」

経営方針

より一層安定・安心できる日田信用金庫経営の構築に向け、全役職員が高い志を抱き、気力と責任感を持って業務推進に取り組んでまいります。

<令和7年度の行動指針>

- ・ 事業基盤である信用の堅持に努める。
- ・ 職員が働き甲斐を持てる職場環境を醸成する。
- ・ 経営の効率化と合理化を進める。
- ・ 企業支援等により地域経済の活性化を図る。
- ・ 持続可能なビジネスモデルの構築（安定収益基盤の構築）へ向け、本業の預貸金の推進に力を注ぐ。
- ・ SDGsの積極的な取り組みを図る。

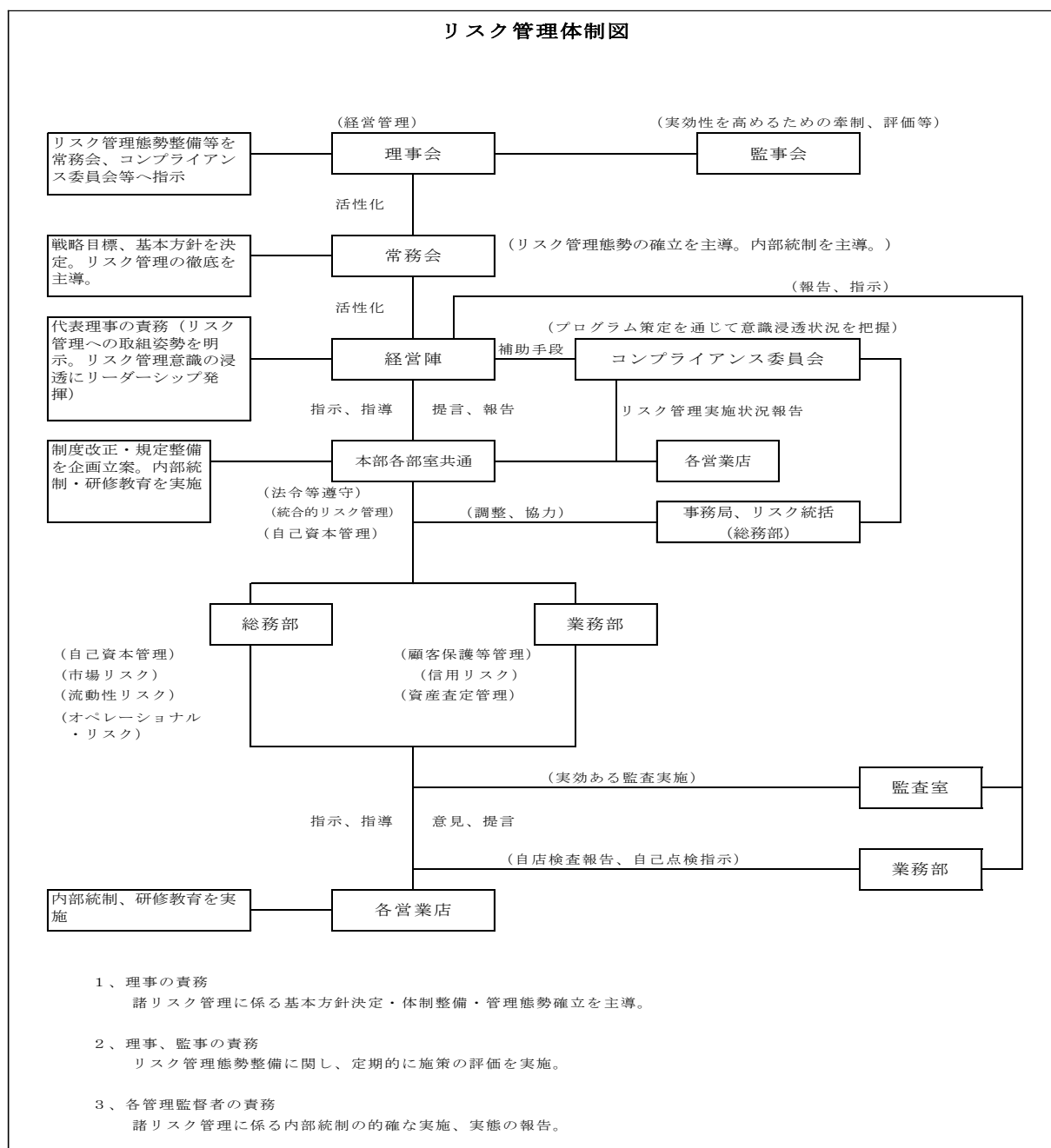
金庫の事業の運営に関する事項

金融機関は、その社会的機能から高い公共性を求められており、その経営には、健全性・透明性が今まで以上に強く求められています。当金庫は、お客様に支持していただき、信頼される金融機関となるため、次の事項に努めております。

●リスク管理体制について

金融機関は、日頃の業務活動の範囲が広いことから、たとえば、個人情報保護をはじめとするお客様の利益保護のために管理体制を整備する必要があるリスク、融資を適切に管理して全額を返済していただくための管理体制を整備する必要があるリスク、金利・証券価格・為替相場などの変動によって資産の価値が低下することを防ぐための管理体制を整備する必要があるリスクなど、様々なリスクに直面しております。

当金庫では、このような様々なリスクの予防管理を適切に行い、健全な経営を保つため、各種規程や方針などを整備し、理事会、監事会、あるいはコンプライアンス委員会などのチェックを厳しく受ける体制を整えております。

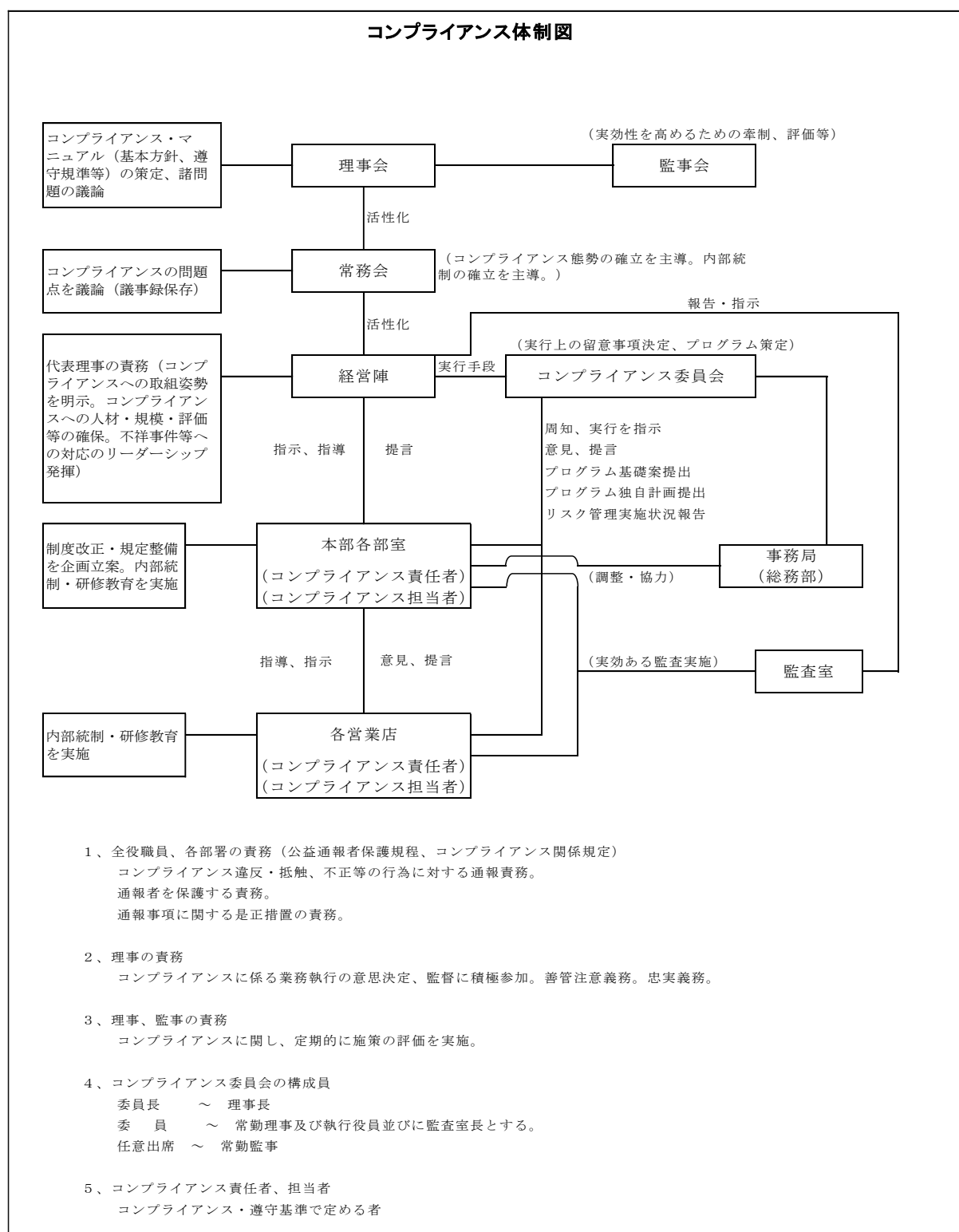


●コンプライアンス（法令等の遵守）について

コンプライアンスとは、一般的には、法令をはじめ会社内の諸規程、さらには社会規範に至るまでのあらゆるルールを遵守することと理解されています。

当金庫では、理事長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置するなど、法令等の遵守に止まらず、お客様の利益の保護をはじめ、想定される各種リスクを正確に捉えてその予防管理を適切に行っていくことで、より幅広くかつ的確なコンプライアンスを保つよう努力いたしております。

今後も、地域金融機関としての社会的使命と高い公共性を自覚し、皆様に信頼され、安心してご利用いただけるよう努めてまいります。



●金融商品販売法への対応について

様々な金融商品を提供いたしております当金庫では、適切な勧誘活動を行うため「金融商品販売法に基づく勧誘方針」を定め、勧誘方針に則った営業活動を展開しております。

金融商品販売法に基づく勧誘方針

- ① 当金庫は、お客様の資産運用の目的、知識、経験及び財産の状況に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
- ② 金融商品のご選択、ご購入は、お客様ご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当金庫はお客様に適正なご判断をしていただくため、当該商品の重要事項について説明をいたします。
- ③ 当金庫は、誠実、公正な勧誘を心掛け、お客様に対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修を通じて役職員の知識向上に努めます。
- ④ 当金庫は、お客様にとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
- ⑤ 金融商品の販売等に係る勧誘について、ご意見やお気づきの点がございましたら窓口までお問い合わせください。

●個人情報保護への対応について

お客様の個人情報を保護することが業務運営の基本であり、社会的な責務であると考えております。当金庫では、個人情報の適切な保護と利用に関する取り組み方針を「個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）」として定め、個人情報の保護に取り組んでおります。

個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）

当金庫は、お客様からの信頼が第一と考え、個人情報の適切な保護と利用を図るために、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）および金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、その他の関係法令等を遵守するとともに、その継続的な改善に努めます。また、個人情報の機密性・正確性の確保に努めます。

●中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況

1、中小企業の経営支援に関する取組み方針

当金庫は、創立以来「地域との共生」を経営理念に掲げ、地域専門金融機関としての存在意義を真剣に考え、その課された使命と目的達成のために、従来より地域金融の円滑化に努めて参りましたが、より一層地域経済の発展に寄与するため、地域企業との継続的な経営相談及び経営支援の強化を図り、お客様が必要な資金を安定的に供給するために、以下の方針に基づき、全力を傾注して取り組んで参ります。

地域の中小企業および個人のお客様への安定した資金供給は、事業地域が限定された協同組織金融機関である信用金庫にとって、最も重要な社会的使命です。当金庫は、お客様からの資金需要や貸付条件の変更等のお申込みがあった場合には、これまでと同様、お客様の抱えている問題を十分に把握したうえで、その解決に向けて真摯に取り組みます。

2、中小企業の経営支援に関する態勢整備の状況

当金庫は、上記の取組み方針を適切に実施するため、必要な態勢整備を図っております。

- ・本取組み方針及び金融円滑化管理規程の制定
- ・「お借入条件変更等に関する相談窓口」を各店に設置のうえ、受付担当者を配置し、業務部を統括部署とする態勢整備を実施
- ・職員にお客様の事業価値を見極める能力(目利き)を向上させるため、各種研修会への派遣・庫内勉強会を実施
- ・複数の金融機関から借入れを行っているお客様から貸付条件の変更等の申し出があった場合など、他金融機関との緊密な連携を図る必要が生じたときは、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を得たうえで、関係機関と情報の確認・照会を行うなど、地域金融の円滑化を実施
- ・経営改善が必要な企業や事業承継が必要な企業につきましては、外部機関及び専門家派遣等の支援を実施

3、中小企業の経営支援に関する取組み状況

①創業・新規事業開拓の支援

- ・事業計画上の年商規模及び格付け並びに信用供与基準額策定による支援及び信用保証制度等による支援を実施

②経営改善支援・事業再生支援

- ・債務者区分のランクアップへの取組み及び営業店、業務部が連携を図りながら経営改善指導強化先を選定し、事業改善計画書の策定を通じて、企業の自助努力による経営改善支援を実施
- ・中小企業活性化協議会及び県の経営サポートとの連携を図り、経営改善支援・再生計画策定の実施
- ・外部機関の専門家派遣事業を活用し、経営改善支援を実施

4、経営者保証に関するガイドラインの活用状況

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」及び「事業承継時に終点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特性」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからのお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するため、「経営者保証に関する取組方針」を以下のとおり策定しています。同取組方針に基づき経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドライン等の記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。

(1)経営者保証に関する取組方針

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」(以下、「ガイドラインという。」)の趣旨や内容を踏まえ、同ガイドラインを融資慣行として浸透・定着させていくために、以下のとおり取り組みます。

・お客様が融資等資金調達のお申込みをした場合、当金庫では、お客様のガイドラインの要件の充足や経営状況等を総合的に判断する中で、経営者保証を求めない可能性や経営者保証の機能を代替する融資手法（一定の金利の上乗せ等）を活用する可能性について、お客様の意向を踏まえたくえで検討いたします。

・上記の検討を行った結果、経営者保証を求めることがやむを得ないと判断し、経営者保証を提供いただく場合当金庫はお客様の理解と納得を得ることを目的に、保証契約の必要性等に関する丁寧かつ具体的な説明を行います。

・経営者保証を提供いただく場合、お客様の資産および収入の状況、融資額、信用状況、情報開示の姿勢等を総合的に勘案して、適切な保証金額の設定に努めます。

・お客様からの既存の保証の変更・解除等の申入れがあった場合は、ガイドラインに即して改めて経営者保証の必要性や適切な保証金額等について真摯かつ柔軟に検討を行うとともに、その検討結果について丁寧かつ具体的な説明を行います。

・事業承継時には、原則として前経営者、後継者の双方から二重で経営者保証は求めないこととし、例外的に二重に保証を求めることが必要な場合には、丁寧かつ具体的な説明を行います。

また、後継者に当然に保証を引き継いでいただくのではなく、その必要性を改めて検討いたします。

・お客様からガイドラインに基づく保証債務整理の申し出を受けた場合には、ガイドラインに即して誠実に対応いたします。

| | | 2025年9月末 |
|---|--|----------|
| 新規に無保証で融資した件数 | | 67件 |
| 新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合 | | 35.08% |
| 保証契約を解除した件数 | | 0件 |
| 経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数 (当金庫をメイン金融機関として実施したものに限り) | | 0件 |

●当金庫における苦情処理措置・紛争解決措置等の概要について

当金庫は、お客様からの相談・苦情・紛争等（以下「相談・苦情等」という。）を営業店、または本部担当部署で受け付けています。

1. 当金庫は、お客様からの相談・苦情等のお申し出に、迅速・公平かつ適切に対応するため、金融ADR制度を踏まえ、内部管理態勢等を整備して、相談・苦情等の解決を図ることに努めます。
2. 相談・苦情等のお申し出については、受付けた営業店、関係部署および業務部が連携のうえで、速やかに解決を図るように努めます。
3. 苦情等への対応に当たっては、個人情報保護に関する法律その他の法令、保護法ガイドライン等に沿い適切に対応していきます。
4. お客様からの相談・苦情等のお申し出を記録・保存し、その対応結果に基づき、相談・苦情等に対する相談・苦情等は営業店または次の担当部署へお申し出ください。

| ＜相談・苦情等に関する担当部署＞ | |
|-------------------------------------|--|
| 日田信用金庫 業務部 | |
| 【住 所】〒877-0047 日田市中本町3番20号 | |
| 【TEL】0973-23-3177 【FAX】0973-24-5117 | |
| 【受付時間】9:00～17:00 | |
| （月～金、ただし金融機関の休業日を除く） | |

※ お客様の個人情報は相談・苦情等の解決を図るため、またお客様とのお取引を適切かつ円滑に行うために利用いたします。

5. 当金庫のほかに、一般社団法人全国信用金庫協会が運営する「全国しんきん相談所」をはじめとするほかの機関でも苦情等のお申し出を受け付けています。内容やご要望等に応じては、弁護士会が設置運営する仲裁センター等を利用することもできます。詳しくは日田信用金庫業務部にご相談ください。

| 全国しんきん相談所 | |
|-----------|--------------------------|
| 住 所 | 〒103-0028 東京都中央区八重洲1-3-7 |
| 電話番号 | 03-3517-5825 |
| 受付日時 | 信用金庫営業日 9:00～17:00 |
| 受付媒体 | 電話、手紙、面談 |

| 名 称 | 東京弁護士会 紛争解決センター | 第一東京弁護士会 仲裁センター | 第二東京弁護士会 仲裁センター |
|-------------|---|--|---|
| 住 所 | 〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関1-1-3 | | |
| 電話番号 | 03-3581-0031 | 03-3595-8588 | 03-3581-2249 |
| 受付日 受付時間 | 月～金曜日 (祝日、年末・年始を除く) 9:30～12:00 13:00～15:00 | 月～金曜日 (祝日、年末・年始を除く) 10:00～12:00 13:00～16:00 | 月～金曜日 (祝日、年末・年始を除く) 9:30～12:00 13:00～17:00 |

| 名 称 | 熊本県弁護士会 紛争解決センター | 鹿児島県弁護士会 紛争解決センター |
|-------------|--------------------------------------|---------------------------------------|
| 住 所 | 〒860-0078 熊本県熊本市京町1-13-11 | 〒892-0815 鹿児島県鹿児島市易居町2-3 |
| 電話番号 | 096-325-0913 | 099-226-3765 |
| 受付日 受付時間 | 月～金曜日 (祝日、年末・年始を除く) 9:00～17:00 | 月～金曜日 (祝日、年末・年始を除く) 10:00～16:00 |

マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融対策ポリシー

日田信用金庫は、マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融（以下、「マネロン等」という。）の防止に向け、適用される関係法令等を遵守し、業務の適切性を確保すべく、基本方針を次のとおり定め、管理態勢を整備します。

1. 運営方針

当金庫は、マネロン等の防止に向けた対策を経営上の重要な課題の一つとして位置付け、マネロン等の脅威に対し、組織として適切に対応できる管理態勢を構築します。

経営陣は、マネロン等対策に係る態勢の整備、方針・手続・計画の立案・推進、及びリスクの特定・評価・低減に係る各種取組みを主導します。

2. 管理態勢

当金庫は、マネロン等対策の責任を担う担当役員を任命するとともに、マネロン等対策の統括部署を設置し、専門性を有する人材の配置及び必要な予算の配分等、適切な資源配分を実施するとともに、マネロン等対策に関わる役員・職員間での連携の枠組みを構築します。

3. リスクベース・アプローチ

リスクベース・アプローチの考え方に基づき、国によるリスク評価（犯罪収益移転危険度調査書）及び当金庫の疑わしい取引の届出の状況を踏まえ、当金庫が直面しているマネロン等リスクを特定します。

また、特定した自らの事業環境・経営戦略・リスク特性をもとに、取引量や影響の発生率、影響度等の観点からリスクの大きさを評価し、リスクに応じた低減措置を講じます。

4. 顧客の管理方針

新規取引開始時及び顧客情報や取引内容等に応じて取引開始後継続的に、本人確認や取引目的の確認等を実施します。

また、当金庫が顧客や取引内容等に関して確認が必要な情報を検知した場合等には、適時、追加の確認・調査を実施します。

なお、これらの確認・調査に際しては、必要に応じて追加的な証拠資料等の提出を求めます。

5. 疑わしい取引の届出

営業店の報告や取引モニタリングシステムによる検知、捜査機関等からの照会、顧客の申し出等を受け、疑わしい取引を検知した際は、その内容を調査し、疑わしい取引に該当すると判断した場合は直ちに当局に届出を行います。

6. 経済制裁及び資産凍結

取引フィルタリングシステム等により制裁対象者との取引を検知し、調査の結果、制裁対象に該当すると判断した場合、当該取引を謝絶するとともに、資産凍結等の措置を適切に実施します。

7. 役職員の研修

マネロン等対策に関わる全ての役職員に対して継続的に研修を実施し、役職員の知識習得、意識向上を図るとともに、各役割に応じた専門性を有する役職員の確保・育成に努めます。

8. 実効性の検証

マネロン等リスク管理態勢について、統括部署による検証に加え独立した内部監査部門による監査を定期的実施し、当該結果を踏まえた継続的な改善に努めます。

9. 顧客からの理解促進

新規取引開始時及び取引開始後継続的に実施する本人確認や取引目的の確認、追加の確認・調査等について顧客から理解を得るため、当金庫のホームページや営業店における掲示等を活用して、周知・広報に取り組みます。

●反社会的勢力に対する基本方針

私ども日田信用金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。

1. 当金庫は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
2. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。
3. 当金庫は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引および便宜供与は行いません。
4. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
5. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

1. 預金・貸出金残高の状況

| (単位：百万円) | | <参考> (単位：百万円) | |
|----------|----------|---------------|--------|
| 科目 | 2025年9月末 | 2024年9月末 | 2024年度 |
| 預金 | 43,359 | 43,610 | 43,983 |
| 貸出金 | 22,609 | 23,324 | 23,235 |

2. 貸出金残高の業種別内訳

| (単位：百万円) | | <参考> (単位：百万円) | |
|-----------------|----------|---------------|--------|
| 業種区分 | 2025年9月末 | 2024年9月末 | 2024年度 |
| 製造業 | 1,778 | 1,939 | 1,819 |
| 農業、林業 | 645 | 499 | 591 |
| 漁業 | — | — | — |
| 工業、採石業、砂利採取業 | — | — | — |
| 建設業 | 1,338 | 1,638 | 1,699 |
| 電気・ガス・熱供給・水道業 | 271 | 249 | 282 |
| 情報通信業 | 54 | 68 | 61 |
| 運輸業、郵便業 | 352 | 373 | 362 |
| 卸売業、小売業 | 2,561 | 2,561 | 2,528 |
| 金融、保険業 | 40 | 55 | 42 |
| 不動産業 | 1,906 | 1,909 | 1,915 |
| 物品賃貸業 | 0 | 1 | 1 |
| 学術研究、専門、技術サービス業 | 5 | 4 | 3 |
| 宿泊業 | 520 | 585 | 534 |
| 飲食業 | 798 | 768 | 809 |
| 生活関連サービス業、娯楽業 | 450 | 467 | 456 |
| 教育、学習支援業 | 47 | 50 | 98 |
| 医療、福祉 | 158 | 191 | 181 |
| その他サービス業 | 1,670 | 1,715 | 1,708 |
| 地方公共団体 | 1,341 | 1,589 | 1,480 |
| 個人(住宅・消費・納税資金等) | 8,667 | 8,656 | 8,657 |
| 合計 | 22,609 | 23,324 | 23,235 |

(注) 業種別区分は、日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

3. 有価証券の時価情報

① 売買目的有価証券

該当ありません

② 満期保有目的の債券

(単位：百万円)

| | 種 類 | 2025年9月末 | | | 2024年度 | | |
|--------------------|-------|----------|-----|-------|----------|-----|-----|
| | | 貸借対照表計上額 | 時 価 | 差 額 | 貸借対照表計上額 | 時 価 | 差 額 |
| 時価が貸借対照表計上額を超えるもの | 国債 | — | — | — | — | — | — |
| | 地方債 | — | — | — | — | — | — |
| | 短期社債 | — | — | — | — | — | — |
| | 社債 | — | — | — | — | — | — |
| | その他 | 150 | 162 | 12 | 150 | 161 | 11 |
| | 小 計 | 150 | 162 | 12 | 150 | 161 | 11 |
| 時価が貸借対照表計上額を超えないもの | 国債 | — | — | — | — | — | — |
| | 地方債 | 299 | 281 | △17 | 299 | 284 | △15 |
| | 短期社債 | — | — | — | — | — | — |
| | 社債 | — | — | — | — | — | — |
| | その他 | 600 | 596 | △3 | 600 | 593 | △6 |
| | 小 計 | 899 | 878 | △21 | 899 | 877 | △22 |
| 合 計 | 1,049 | 1,041 | △8 | 1,049 | 1,039 | △10 | |

(注) 1. 時価は、基準日における市場価格等に基づいております。
 2. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。
 3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表に含めておりません。

③ 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

該当ありません

④ その他有価証券

(単位：百万円)

| | 種 類 | 2025年9月末 | | | 2024年度 | | |
|----------------------|-------|----------|--------|-------|----------|--------|------|
| | | 貸借対照表計上額 | 取得原価 | 差 額 | 貸借対照表計上額 | 取得原価 | 差 額 |
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの | 株式 | — | — | — | — | — | — |
| | 債券 | — | — | — | 2 | 1 | 0 |
| | 国債 | — | — | — | — | — | — |
| | 地方債 | — | — | — | — | — | — |
| | 短期社債 | — | — | — | — | — | — |
| | 社債 | — | — | — | 2 | 1 | 0 |
| | その他 | 357 | 350 | 7 | — | — | — |
| | 小 計 | 357 | 350 | 7 | 2 | 1 | 0 |
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの | 株式 | — | — | — | — | — | — |
| | 債権 | 3,327 | 4,152 | △824 | 3,413 | 4,159 | △745 |
| | 国債 | 2,087 | 2,677 | △590 | 2,145 | 2,676 | △530 |
| | 地方債 | 869 | 1,049 | △179 | 890 | 1,054 | △164 |
| | 短期社債 | — | — | — | — | — | — |
| | 社債 | 371 | 425 | △54 | 377 | 428 | △50 |
| | 外国証券 | 2,007 | 2,220 | △212 | 2,306 | 2,573 | △266 |
| 小 計 | 5,335 | 6,372 | △1,036 | 5,720 | 6,732 | △1,012 | |
| 合 計 | 5,693 | 6,723 | △1,029 | 5,722 | 6,734 | △1,012 | |

(注) 1. 貸借対照表計上額は、基準日における市場価格等に基づいております。
 2. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。
 3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表に含めておりません。

⑤ 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券

(単位：百万円)

| | 2025年9月末 | 2024年度 |
|-----------|----------|----------|
| | 貸借対照表計上額 | 貸借対照表計上額 |
| 子会社・子法人株式 | — | — |
| 関連法人等株式 | — | — |
| 非上場株式 | 5 | 5 |
| 合 計 | 5 | 5 |

4. 損益の状況

(単位：百万円)

| | 業務純益 | コア業務純益 | 経常利益 | 当期純利益 |
|----------|------|--------|------|-------|
| 2025年9月末 | 22 | 22 | 31 | 23 |
| 2024年9月末 | 25 | 25 | 37 | 33 |

5. 単体自己資本比率（国内基準）

自己資本比率は、金融機関の健全性・安全性を表す重要な指標のひとつです。
国内のみで営業する金融機関は、4.0%以上を維持することが義務付けられています。

| | 2025年9月末 | 2024年度（参考） |
|---------------|--------------|--------------|
| コア資本に係る基礎項目の額 | 1,857百万円 | 1,837百万円 |
| コア資本に係る調整項目の額 | 13百万円 | 18百万円 |
| 自己資本の額 | 1,843百万円 | 1,818百万円 |
| リスク・アセット等の合計額 | 18,468百万円 | 18,614百万円 |
| 自己資本比率 | 9.98% | 9.76% |

今期に入り、貸出金等の資産項目に対するリスク・アセット残高が減少したことから、当金庫の自己資本比率は、令和7年3月期より、0.22ポイント上昇しております。

なお、総所要自己資本額（リスク・アセット等計の4%）は738百万円であります。

6. 信用金庫法開示債権（リスク管理債権）及び金融再生法開示債権の保全引当状況

(単位：百万円、%)

| 区 分 | 2025年9月末 | 2024年度 |
|---|----------|--------|
| 破綻更生債権及びこれらに準ずる債権 | 537 | 596 |
| 危 険 債 権 | 549 | 542 |
| 要 管 理 債 権 | 328 | 318 |
| 三月以上延滞債権 | 12 | 0 |
| 貸出条件緩和債権 | 315 | 318 |
| 小 計 (A) | 1,415 | 1,457 |
| 保 全 額 (B) | 1,098 | 1,184 |
| 個別貸倒引当金 (C) | 530 | 539 |
| 一般貸倒引当金 (D) | 0 | 49 |
| 担保・保証等 (E) | 567 | 596 |
| 保 全 率 (B) / (A) (%) | 77.59 | 81.26 |
| 引 当 率 $\langle(C)+(D)\rangle / \langle(A)-(E)\rangle$ (%) | 62.50 | 68.29 |
| 正 常 債 権 (F) | 21,223 | 21,811 |
| 総 与 信 残 高 (A)+(F) | 22,639 | 23,268 |

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申し立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態に至っていないが、財産状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。
3. 「要管理債権」とは、信用金庫法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。
4. 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払いが約定日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金です。
5. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。
6. 「個別貸倒引当金」(C) は、貸借対照表上の個別貸倒引当金の額のうち、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」の債権に対して個別に引当計上した額の合計額です。
7. 「一般貸倒引当金」(D) には、貸借対照表上の一般貸倒引当金の額のうち、要管理債権の債権額に対して引当てた額を記載しております。
8. 「担保・保証等」(E) は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計です。
9. 「正常債権」(F) とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外の債権です。
10. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払い全部または一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付を行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸契約によるものに限る）です。

7. 地域密着型金融の取組について

- 取引先企業支援の強化について
 - ・ 経営改善・事業再生時においては、必要な金融支援策（条件変更、追加融資等）を実施しております。
 - ・ 人材育成や外部専門家と連携した取組などの検討を行い、非金融支援策の充実に努めて参ります。
- 資金供給手法の徹底について
 - ・ 信用リスク管理態勢の整備を進め、担保や個人保証に過度に依存しない審査の推進に努めております。
- 地域経済への貢献について
 - ・ 地域生活者各層向け個人ローン商品や小規模起業者向け融資の充実に努めております。

8. トピックス

- ◆ 5月14日 第62回「懸賞金付定期預金」抽選会開催
- ◆ 5月23日 第11回 日田信用金庫チャリティゴルフ大会 開催
- ◆ 6月 2日 第64回「懸賞金付定期預金」発売開始
- ◆ 6月26日 第69期 通常総代会開催
- ◆ 7月 1日 令和6年度 出資配当金支払開始

《店舗のご案内》

| | | |
|------|-------------------|--------------------|
| 本店 | 大分県日田市中本町3-20 | TEL (0973) 23-3177 |
| 三芳支店 | 〃 日田市三芳小湊町20-1 | TEL (0973) 24-5353 |
| 豆田支店 | 〃 日田市豆田町11-10 | TEL (0973) 23-8810 |
| 玖珠支店 | 〃 玖珠郡玖珠町大字帆足370-4 | TEL (0973) 72-2100 |
| 清水支店 | 〃 日田市清水町792-1 | TEL (0973) 22-7800 |

(注)お電話に関しまして、平日は午後5:30以降、土・日曜日ならびに祝日は終日音声ガイダンスとなります。

《現金自動機サービスコーナーのご案内》

| | |
|-------|---|
| 本店 | 店内 ATM、両替機 (ご利用時間) 午前9時～午後9時00分 ※両替機は15:00迄となります。(平日のみ) ※ただし、1月1日は終日、1月2日、3日は午後5時以降のご利用はできません。 |
| 三芳支店 | 店内 ATM (ご利用時間) 午前9時～午後5時30分 (平日のみ) |
| 豆田支店 | 店内 ATM (ご利用時間) 午前9時～午後5時30分 (平日のみ) |
| 玖珠支店 | 店内 ATM (ご利用時間) 午前9時～午後5時30分 (平日のみ) |
| 清水支店 | 店内 ATM (ご利用時間) 午前9時～午後5時30分 (平日のみ) |
| 田島出張所 | 店内 ATM (ご利用時間) 午前9時～午後9時00分 ※ただし、1月1日から1月3日までは終日ご利用はできません。 |
| 天瀬出張所 | 店外 ATM (ご利用時間) 午前9時～午後5時00分 (平日のみ) |

つながる心 広がる未来
これからも地域とともに



日田信用金庫